

唐津商工会議所議員の選挙および選任に関する規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 定款第 3 5 条第 3 項に定める議員の選挙および選任に関する事項は、この規則に定めるところによる。
- 第 2 条 この規則による公告は、本商工会議所（以下単に会議所という）の掲示板に公告する。
- 第 3 条 この規則で日を定めたときは、その日における会議所事務局の執務時間中を以って日とし、会費負担金等の納付並びに届出等でこの執務時間を経過したものは、期日を経過したものとする。

第 2 章 管 理

（選挙管理者）

- 第 4 条 議員の選挙並びに選任については、1 号議員にあつては専務理事、2 号議員にあつては部会長、3 号議員にあつては会頭がそれぞれ執行者となって所要の職務を行う。
- 2 執行者に事故があるときは、執行者が指名したものがこれを代行する。
- 第 5 条 選挙長は、選挙並びに選任について、1 号議員にあつては選挙人名簿に登録された者の中から 2 名、2 号議員および 3 号議員にあつては事務局長をそれぞれ立会人として選任する。

（選挙人名簿）

- 第 6 条 会議所は選挙の期日 1 5 日前の現在における会員および会員以外の特定商工業者の選挙資格に基き、選挙人名簿を調製する。
- 第 7 条 選挙人名簿には、選挙人の氏名または名称、住所、業種および選挙権の個数を記載する。
- 第 8 条 選挙人名簿は 7 日間以内の日を定めて関係者の閲覧に供する。
- 2 前項の期間は其の開始の期日より 3 日前までに告示する。

- 3 選挙人名簿に異議がある場合は、閲覧期間中に会議所にその旨を申し立てることができる。
 - 4 異議の申し立てがあった場合には7日以内にこれを決定し、その旨本人に通知する。
 - 5 選挙人名簿は、前項の期間が終了したときに確定する。
 - 6 確定した選挙人名簿は、次年度の名簿の確定まで効力を有する。
ただし、議員総会において修正の必要を議決した場合はこの限りでない。
 - 7 天災等の事故のため、必要が生じた場合には新たに選挙人名簿を作成する。
- 第9条 第4条の執行者は記録を作成し、立会人とともに署名する。
- 2 記録は議員の任期中会議所に保存する。

第3章 選 挙

(期 日)

- 第10条 通常選挙は、議員の任期終了前30日以内にこれを行う。
- 2 通常選挙の期日は、少なくとも20日前に投票所、投票の時間、議員数とともにこれを告示する。
 - 3 天災等止むを得ない事由により選挙を行うことができないときは、更に選挙期日を定めて少なくとも5日前にこれを告示する。

(各種選挙の順序)

- 第11条 選挙は3号議員の選任を先とし、次いで2号議員の選任を行い、終わって1号議員の選挙を行うものとする。
- 第12条 議員の選挙および選任に関する事務は、選挙長が総理する。選挙長は専務理事をもってこれに充てる。専務理事に事故があるときは事務局長がこれを代行する。

第4章 選挙権および被選挙権

- 第13条 会員は1号議員の選挙権および被選挙権を有するほか、2号議員または3号議員の選任権および被選任権を有する。ただし、次の何れかに該当するものはこれを有しない。
1. 確定選挙人名簿に記載されないもの
 2. 未成年者
 3. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日または執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでのもの。

- 2 会員以外の特定商工業者は1号議員の選挙権のみを有し、被選挙権を有しない。
- 第14条 会員は1口より9口までは1口につき1個の1号議員の選挙権を有し、10口を超える口数に対しては3口を増すごとに1個の選挙権を加える。但し、会員の有する選挙権の口数は最高50個を超えることはできない。
- 第15条 会員はその属する主たる部会において2号議員の選任権を有する。
- 第16条 会員および特定商工業者にかかる選挙権、被選挙権および選任権、被選任権は、会議所に対する会費、負担金等を選挙人名簿調製期日までに完納しなければその権利を行使することができない。

第5章 1号議員の選挙

(投票)

- 第17条 選挙は単記無記名投票により行う。
- 第18条 選挙人は投票時間中に自ら投票場へ行き、選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。
- 2 選挙人は代理をもって投票することができる。この場合は代理権を証する書面を執行者に提出しなければならない。代理人が代理しうる選挙人の数は3名までとする。
- 3 旅行その他止むを得ない事由により選挙期日に投票所に行くことのできない選挙人は、書面を以ってその旨を届出て期日前日までに投票することができる。
- 第19条 投票用紙は選挙の当日投票所において選挙人に交付する。
- 第20条 選挙人は投票用紙に被選挙者の氏名または名称のみを記載して、投票箱に入れなければならない。

(投票の管理)

- 第21条 投票の拒否は立会人の意見を聴き、選挙執行者が決定する。
- 第22条 選挙人でないものは投票所に入ることができない。但し、選挙に関し執行者が必要と認めるものはこの限りでない。
- 第23条 投票所の秩序を乱すものは所外に退去させることができる。

(開 票)

第24条 開票は投票の当日またはその翌日、立会人立会いのもとに会議所において行う。

第25条 投票の効力は立会人の意見を聴き、執行者が決定する。

第26条 次の何れかに該当する投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 候補者でないものの氏名または名称を記載したもの
3. 何人を記載したか確認し難いもの
4. 1 投票用紙に2人以上の候補者の氏名または名称を記載したもの
5. 投票用紙に選挙人が何人であるかを判断させるもの

(候補者)

第27条 1号議員の候補者となろうとするものは、選挙期日の公告のあった日から選挙期日の5日前（午後4時）までに所定の文書でその旨を選挙長に届出なければならない。

2 有権者は他人を候補者として届出ることができる。ただし、その場合は本人の承諾書を添付しなければならない。

3 候補者は、前日までに書面をもって候補者たることを辞退することができる。

第28条 議員となるべき資格のないものは候補者となることができない。

2 候補者となった後に議員となるべき資格を失った場合は、候補を辞退したものとみなす。

(当 選)

第29条 有効投票の最多数を得たものから順次当選人とする。

2 当選者の決定にあたって得票数の同じものについては、抽選によって当選者を定める。

第30条 1号議員に欠員を生じた場合は、次点者から順次繰り上げ当選とする。

第31条 候補者が議員定数を超えないときは投票を行わず、候補者全員を当選者とする。この場合、選挙長は直ちにその旨を告示する。

第32条 当選人が確定したときは選挙長は直ちに当選人の住所、氏名または当選人が法人その他の団体である場合はその所在地、名称および届出のあった者の職名氏名を告示する。

第6章 2号議員の選任

- 第33条 各部会が選任する2号議員の数は、選挙人名簿により常議員会の議を経て会頭が定める。
- 第34条 部会長は、部会を招集し所定の期日までに2号議員の選任を終わらなければならない。
- 第35条 選挙部会は部会員の3分の1以上が出席しなければ決議を行うことができない。ただし、部会員は代理人を以って決議に加わることができる。
- 第36条 部会は若干名の選考委員を互選する。
2 選考委員は議員となるべきものを選考し、部会の承認を得なければならない。
3 選考委員会は3名以上を以って構成する。

第7章 3号議員の選任

- 第37条 会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから3号議員を選任する。

第8章 補充選挙および選任

- 第38条 1号議員の欠員を生じたときは、常議員会の議を経て補欠選挙を行うことができる。
- 第39条 補欠選挙または選任は、選挙の期日場所および選挙、または選任する議員の数を常議員会の議を経て会頭が定めたのち、この規約に従って行う。

附 則

1. 本規約は昭和30年4月1日から実施する。
2. 本規約施行にあたり、定めない事項については常議員会の議決による。
3. 第11条、第37条の改正規約は昭和45年10月1日より実施する。